「大学等修学支援施策推進事業」実施要項

令 和 元 年 5 月 2 7 日
文部科学省高等教育局長裁定
令 和 5 年 4 月 24 日改定

1. 趣旨

文部科学省は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）に基づき、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行うため、同法に基づく学資支給金の支給及び授業料等の減免に係る施策を推進する「大学等修学支援施策推進事業」を委託する。

2. 委託業務の内容

「大学等修学支援施策推進事業」の企画立案及び実施について、高等教育局長が適当であると認めたものとする。

3. 業務の委託先

日本の法人格を有する団体（以下「実施団体」という。）とする。

4. 委託期間

原則として、契約を締結した日から同年度の３月３１日までとする。

5. 委託手続

⑴　実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。

⑵　文部科学省は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

⑴　文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（消耗品費、旅費、諸謝金、通信運搬費、印刷製本費、借損料、会議開催費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

⑵　文部科学省は、実施団体が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるも

のについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了（廃止）の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から 10 日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

(1)　文部科学省は、上記８により委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。

(2)　上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

(1)　文部科学省は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(2)　文部科学省は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3)　文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(4)　実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5)　この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。